

## 菰野町建設工事の分離発注基準

平成 13 年 4 月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、その法律の規定により適正化指針の概要が定められました。

これにより菰野町では、平成 14 年 10 月以降に発注する設計及び工事監理を専門業者に委託する建築工事については、原則、分離発注することとする。ただし、工事担当課において工事の監督体制等を勘案し、分離発注しないことができる。

なお、分離発注の区分については、原則、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事とするが、工事内容、工事規模などにより工事担当課において決定することとする。

(参考)

〔適正化指針の概要〕

「公正な競争の促進」を図るために次に掲げる事項について取り組むこと。

- 中小・中堅建設業に対する受注機会の確保を図ること。
- 設備工事等に係る分離発注を適切に実施すること。